

第 6 次経営改善計画

(令和 7 年度～令和 1 0 年度)

公益財団法人 千葉市国際交流協会

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の期間	1
3 協会の概要	1
4 現状と課題	2
1 事業	2
2 財政	3
3 組織	4
5 経営方針	5
1 経営理念	5
2 経営方針	5
6 経営改善に向けた取組み	6
1 効率的・効果的な事業の推進	6
(1) 多文化理解推進事業	6
(2) 外国人市民支援事業	7
(3) 市民活動支援事業	8
(4) 情報収集・提供及び調査	9
(5) 受託事業	10
(6) 事業評価の実施	11
2 協会認知度の向上	11
(1) ホームページ等による情報発信	11
(2) 協会PRの推進	11
(3) 協会情報誌発行	12
(4) 千葉市の生活情報提供	12
3 組織運営の強化	12
(1) 常勤役員の登用	12
(2) 透明性の確保	12
(3) 情報セキュリティ対策の推進	13
(4) 人事・給与制度の運用	13
(5) 人材の育成	13
(6) 職員の雇用	14
4 財政基盤の強化	14
(1) 収入の確保	14
(2) 経費の削減	14
(3) 資金の運用	15
7 取組項目における目標及びスケジュール一覧	16

第1 計画策定の趣旨

公益財団法人千葉市国際交流協会（以下、協会という。）は、平成6年7月に財団法人千葉市国際交流協会として、千葉市民と外国人市民との相互理解を深めると共に、姉妹都市を中心とした諸外国の都市との友好親善の促進を図り、千葉市の国際化を推進することを目的として設立されました。

その後、平成24年に公益財団法人の認定を受けて名称を変更し、再スタートしています。

設立から約30年が経過し、千葉市の外国人住民数は、設立当時の約1万人から約4万人と大幅に増加したことに伴い、協会の役割が増大する一方、公益法人としての実施事業を明確にしつつ、自主自立に向けた取り組みを進めているところです。

この間、千葉市は平成24年度に「外郭団体の組織、運営のあり方に関する指針」を策定し、外郭団体の基本的役割を「外郭団体は、民間で実施できない公共サービスを千葉市と連携して担うことが本来の役割であり、行政機能を補完、代替、支援するとともに、民間参入が見込めない事務事業を実施することが求められる。」と整理しており、今後においても、この指針で示された外郭団体の基本的役割及び有すべき特性を念頭に置きながら、更なる経営改善を図り、事務事業の効果的・効率的な実施に向けた取り組みを継続していく必要があります。

一方、協会の所管課である千葉市の国際交流課が令和5年3月に策定した「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂)・千葉市多文化共生推進アクションプラン」においては、協会を千葉市の多文化共生社会推進の中核的な組織と位置付けられており、培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を活かしながら、他の推進主体と連携を図り、グローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取り組みを進めていくことが重要としています。

以上を踏まえて、改めて経営上の課題を整理・検証・評価し、時代に即応した事業展開を図り、設立目的の達成及び継続的・安定的な経営を目指すための指針として、「公益財団法人千葉市国際交流協会第6次経営改善計画」を策定しました。

<参考>

- 第1次経営改善計画 平成18年度～平成21年度
- 第2次経営改善計画 平成22年度～平成25年度
- 第3次経営改善計画 平成26年度～平成28年度
- 第4次経営改善計画 平成29年度～令和2年度
- 第5次経営改善計画 令和3年度～令和6年度

第2 計画策定の期間

令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間を取組期間とします。

第3 協会の概要

設立年月日	平成6年7月1日（平成24年4月1日に公益財団法人に移行）
設立目的	真の国際都市としての千葉市の発展をめざし、地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な文化や価値観を持った人々が助け合いながら暮らすことのできる多文化共生社会の実現を図り、もって国際平

	和と繁栄に寄与することを目的とする。(定款より引用)				
所在地	千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 2 階				
代表者	理事長 津村 昭太郎				
所管課	市民局 市民自治推進部 国際交流課				
基本財産	300,000 千円				
市出損金	300,000 千円				
主な事業 (定款より)	(1) 多文化理解推進及び国際交流 (2) 外国人市民支援及び国際協力 (3) ボランティア活動支援 (4) 国際交流・国際協力に関する調査 (5) 国際交流・国際協力に関する情報収集及び提供 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市受託料	8,719,940	22,712,965	32,091,670	33,684,010	29,383,037
市補助金	64,103,417	71,744,377	74,807,448	77,854,715	87,307,486
収益計	81,039,843	100,605,054	112,962,548	117,677,489	123,667,246
費用計	79,178,010	102,834,341	113,850,039	118,080,744	123,155,348
当期正味財産増減額	1,861,833	△2,229,287	△887,491	△403,255	511,898
総資産	386,344,488	386,607,865	386,233,771	392,323,614	387,323,733
総負債	72,353,933	74,846,597	75,359,994	81,853,092	76,641,313
正味財産	313,990,555	311,761,268	310,873,777	310,470,522	310,682,420

事務局（千葉市国際交流プラザ）所在地の変遷

平成 6 年 7 月～ センシティタワー 12 階 （千葉市中央区新町）
平成 21 年 4 月～ 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階 （千葉市中央区中央 2 丁目）
平成 30 年 4 月～ 千葉中央コミュニティセンター 2 階 （千葉市中央区千葉港）
令和 6 年 9 月～ フジモト第一生命ビルディング 2 階 （千葉市中央区中央 3 丁目）

第 4 現状と課題

1 事業

協会は、千葉市の多文化共生社会推進の中核的な組織として、言語や異文化理解についての専門性を活かし、千葉市や市民団体、ボランティア等と協働しながら外国人市民への対応や多文化共生のための事業を実施しています。

千葉市在住の外国人は、前述のとおり、平成 6 年の協会設立当時は約 1 万人でしたが、概ね右肩上がりに増加し、令和 7 年 3 月末時点で 4 万人を超え、千葉市民数全体に対する割合も約 1.2%から、約 4.1%と上昇し、この傾向は今後も継続することが見込まれます。

そのため、多文化共生社会実現に向けて、多文化理解推進事業、外国人市民支援事業、市民活動支援事業、情報収集・提供及び調査に取り組んでいくとともに、外国人からの多様化するニーズに対し

て、これまで以上に千葉市を始めとする各機関やボランティア等と連携・協力しながら事業を推進し、そのネットワークの要として対応する必要があります。

千葉市が令和5年3月に策定した「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂)・千葉市多文化共生推進アクションプラン千葉市地域日本語教育推進計画」において、協会は本市の多文化共生社会推進の中核的な組織と位置付けられています。

この指針・計画に則り、千葉市や他の推進主体（市民団体・ボランティア、外国人市民・日本人市民、企業、大学、小・中・高等学校等）と連携しながら、外国人市民に向けた日本語学習支援や外国人生活相談・法律相談、災害時の外国人市民支援、国際交流ボランティアの育成・斡旋、各種情報の収集、多言語での情報発信などのほか、各種国際交流イベントや外国の文化紹介、語学講座、学校・ボランティア・自治会等の地域と連携した事業を実施します。また、市民や地域に密着した各種事業を展開するとともに、複雑化する外国人市民・日本人市民双方のニーズに対応するため、多文化共生社会推進の最前線として、職員の一層のスキルアップも図って参ります。

また、第3次経営改善計画中の平成26年度から第4次経営改善計画の最終年度である令和2年度まで、文化庁から『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』を継続して受託し、日本語を母語としない外国人市民への支援を実施してきました。

第5次経営改善計画の初年度である令和3年度に、千葉市から「地域日本語教育の体制づくり推進事業」を受託して以降、第6次経営改善計画の初年度である令和7年度まで継続して受託し、千葉市に住む「生活者としての外国人」への日本語教育・日本語学習支援に係る取組みを行っています。

近年では、自然災害が日本各地で多発しており、千葉市においても令和元年9～11月にかけて台風15号・19号及び大雨被害に見舞われました。協会は、千葉市の要請により「千葉市災害時外国人支援センター（令和7年2月に千葉市災害時多言語支援センターへ改称）」を設置し、多言語による情報発信や相談への対応を行ったほか、被災された方々への支援制度が掲載された「ちば市政だより」の臨時号等を外国人市民向けに多言語で発行しました。

これ以降に、千葉市災害時外国人支援センターを設置した実績は、令和6年8月の台風7号の接近に伴う1回のみですが、千葉市においても令和6年1月に発生した能登半島地震のような大規模な自然災害が発生する可能性もあることから、的確な対応ができるよう平時から備えて参ります。

また、自然災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症のような疾病への対策も必要です。感染予防策や補助金の情報を外国人市民が容易に得られるよう、発生時には多言語による情報発信等を的確に行います。

2 財政

収入としては、財産運用、千葉市からの補助金及び受託料、講座受講料や広告掲載料等の事業収入、賛助会費が主なものです。

資産運用は、「千葉市外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針（平成24年11月）」において、「団体の基本財産については、国債、地方債等により安全かつ確実な運用を行うこと」とされていることから、協会の資産運用規程においても「基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。」と

定め、この規定を遵守しています。そのため、運用対象は限定されたものとならざるを得ず、かつ、長く続いた低金利状況のために大幅な増収は見込めない状況でしたが、今後は、金利が上昇する兆しがありますので、安全かつ確実な運用を順守しながら、少しでも多くの運用益を得られるようにして参ります。

受託料は、千葉市から「千葉市国際交流プラザ」の運営業務を受託しているほか、前述のとおり、平成26年度から令和2年度までは文化庁、令和3年度以降は千葉市から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の受託が主なものですが、公益財団法人としての在り方や、業務の内容等を勘案しながら、各種業務を受託することにより増収を図りたいと考えています。

そのほか、従前は無料で実施していた日本語クラス等を、受益者負担の観点から安価な金額ではあるものの有料化し、いただいた受講料を当該事業の財源に充てることにより、より効率的に事業を実施しているほか、受講料を支払うことにより日本語学習に対するモチベーションを喚起することにつながっています。

賛助会費収入では、新規会員の獲得や会員継続依頼に向けて努力をしているものの増収につながっていないのが実状です。今後は、協会の存在や事業のPRを積極的に行うことにより、日本人市民・外国人市民を問わず、より魅力的な団体として認識してもらうことにより増収に繋げて参ります。

外国人市民の増加等により協会の役割は増しており、多様なニーズに応えていくためには、財源の確保が重要です。そのため、協会の自助努力及び存在感の向上により自主財源の増加を図るとともに、千葉市を始めとした外部からの補助金・助成金や受託料の確保について引き続き努めて参ります。さらに、事業の見直し等により経費の節減を図り、これを原資に公益財団法人として守るべき収支相償の原則を守りつつ、各種事業の充実を図るとともに、公への還元と貴重な財源の有効活用を図って参ります。

3 組織

協会の組織は、令和7年5月1日現在、評議員6人からなる評議員会、理事7人、監事2人からなる理事会及び事務局で構成されており、理事7人中、行政経験者は2人で、うち1人が常勤（常務理事兼事務局長）となります。

なお、平成24年4月に財団法人から公益財団法人に移行したのを機に、評議員、理事の人数を大幅に削減し、組織のスリム化を図っております。

平成24年3月31日 評議員16人、理事16人、監事2人

※公益財団法人への移行前

令和7年5月1日 評議員7人、理事7人、監事2人

※令和7年4月の千葉市人事発令により、一時的に理事が1人減となったことから、同年5月1日時点の人数を記載しております。

令和7年4月末時点の事務局の組織は、次のとおりです。

事務局長	1人（常務理事を兼務）
事務局長補佐	1人
主査	2人
主任主事	2人
主事	1人
非常勤嘱託職員	13人（うち1人は、多文化共生コンシェルジュに任用）
合計	20人

非常勤嘱託職員13人の全員が、海外出身もしくは海外での生活経験があり、外国人から寄せられる各種相談に対し、自身の経験を活かして対応にあたっています。

第5 経営方針

1 経営理念

真の国際都市として千葉市の発展をめざし、地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な文化や価値観を持った人々が尊重し助け合いながら安心して暮らせる多文化共生社会の実現を図り、もって国際平和と繁栄に寄与することを経営理念としています。

2 経営方針

千葉市の国際交流行政の補完・代替機関として、外国人市民への支援はもとより地域の国際交流・協力活動を推進しつつ、多文化共生社会実現に向けた事業を行います。

（1）効率的・効果的な事業の推進

人、情報、資金などの経営資源を有効に活用し、関係機関・団体と連携、協働しながら事業を効率的、効果的に推進するとともに、行政各分野への支援を積極的に行います。

（2）協会認知度の向上

真の国際都市としての千葉市の発展をめざし、地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な文化や価値観を持った人々が助け合いながら暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けて事業を推進していることを社会に周知するために、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の広報媒体の活用やマスメディアを通じ、広く協会の実績や果たしている役割をアピールし、認知度を高めます。

（3）組織運営の強化

変化する社会情勢を分析・課題を把握できる能力及び高いモチベーションをもって意欲的に業務を遂行できる人材育成に努めるとともに、職場内コミュニケーションを活性化し、組織目標や課題、情報の共有化を図ります。

（4）財政基盤の強化

職員一人ひとりが、費用対効果を念頭に、経費の節減、合理化に努めるほか、賛助会費収入、寄附金収入、講座収入や広告料収入などの自主財源の増加を図るとともに外部の助成金等の確保を図ります。

第6 経営改善に向けた取組み

1 効率的・効果的な事業の推進

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

多文化共生社会を実現するためには、異文化を理解し、認め合うことが大事であり、日本人と外国人が交流する場を提供し、様々な文化や生活習慣の紹介、各種イベントなどで楽しく交流し、知り合う交流サロンを推進していく必要があります。そのため、幅広く多く触れ合いの機会が得られるよう、千葉市国際交流プラザだけでなく千葉市内の各施設やオンライン等を活用して交流サロンを実施します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
交流サロンの実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施

イ 青少年交流事業

姉妹・友好都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年が外国の文化・歴史・習慣等について理解を深め、継続的な都市間交流の担い手となるよう、青少年交流事業を実施します。

より多くの青少年が姉妹・友好都市との交流に関心を持ち参加ができるよう、市内の学校や各施設を通じて広報の充実を図るとともに、帰国後、派遣生が千葉市における多文化共生の担い手となるように国際交流ボランティアへの登録を促します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
青少年交流の実施	NV 派遣	NV 派遣	NV 派遣	NV 派遣	NV 派遣
	NV 受入	NV 受入	NV 受入	NV 受入	NV 受入
	HOU 派遣	HOU 受入	HOU 派遣	HOU 受入	HOU 派遣
派遣生のボランティア登録	実施	⇒	⇒	⇒	実施

NV : カナダ ・ ノースバンクーバー市

HOU : アメリカ ・ ヒューストン市

ウ 語学講座

市内には、各国からの外国人が居住しており、日本人市民が接する機会も少なくなく、語学講座の充実が求められています。広く市民に対し、多文化理解を推進するため、外国語の習得に加え、国際交流ボランティア活動の支援及び育成を図り、諸外国の文化を学べる語学サロンを開催します。

言語は、職員で対応可能なものを実施し、職員の資質向上を図るほか、費用の削減を図るため外部に委託せず、引き続き協会職員を講師に登用して参ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
語学講座の開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施

エ 多文化共生推進事業

外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生を実現し、お互いに住みやすい社会を築いていくために行政、学校、ボランティア、自治会、地域等との連携・協働を図り事業を実施します。

また、千葉市には 100 以上の国と地域の出身者が在住しており、すべての言語に対応することは事実上不可能であることから、共通の言語としての「やさしい日本語」の普及に努めます。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
行政等への支援 (通訳・翻訳・広報等)	実施	⇒	⇒	⇒	実施
やさしい日本語の普及	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(2) 外国人市民支援事業

ア 外国人生活相談

多文化共生コンシェルジュや外国人生活相談員を配置し、言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等に対して、外国人市民並びに日本人市民からの相談や、様々な分野に渡る情報提供、区役所、保健所や学校などの公的機関と外国人市民との通訳、「市役所コールセンター」への多言語対応等の支援を、窓口、電話、メール、LINE 等を通じて行います。

職員で対応できない言語には、タブレット端末の翻訳機能を利用して、より多くの言語で対応します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
外国人生活相談件数 ※5%増	2,073 件	⇒	⇒	⇒	2,177 件
生活相談に係る研修等の受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施

イ 外国人法律相談

外国人市民が直面する専門的な課題を解決するために、千葉県弁護士会の協力により弁護士による無料法律相談を開催します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
外国人法律相談の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施

ウ 外国人留学生交流員

千葉市内には外国人留学生が多数在住、在学し日常生活を送っており、日本と外国との架け橋としてのキーパーソンの役割が期待されています。留学生と市民とが出会い、交流し、お互いの国の理解を深められる場や事業の増加を図ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
外国人留学生交流員の任命	実施	⇒	⇒	⇒	実施

エ 災害時外国人市民支援

外国人市民が、速やかに地震や台風、積雪等の情報を入手できるよう、協会ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を通じて、多言語で情報発信を行います。

また、日本人と比較し、地震や台風等による被災体験が少なく知識に乏しい外国人が、防災知識を身に付け、災害の際に自ら身の安全を図り、相互扶助の担い手になれるよう、千葉市が実施する「九都県市合同防災訓練」に参加する等、外国人市民への啓蒙活動を実施します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
防災訓練・防災教室の実施	未実施	実施	⇒	⇒	実施

(3) 市民活動支援事業

ア ボランティアコーディネート

外国人市民が増加傾向にある中、国際交流や多文化共生に高い関心や通訳等のスキルを持つ市民を発掘し、支援を必要としている外国人や各種団体に紹介することにより、多文化共生を推進します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
ボランティア登録件数 ※5%増	3,021 件	⇒	⇒	⇒	3,172 件
ボランティア活動人数 ※5%増	1,326 人	⇒	⇒	⇒	1,392 人

イ コミュニティ通訳・翻訳サポーター

高い言語能力等の資質を備えた通訳・翻訳ボランティアを「コミュニティ通訳・翻訳サポーター」として認定し、行政手続きや教育、福祉等の分野において、外国人市民との円滑な意思疎通の支援を行います。

また、同サポーターを対象とした行動規範や通訳技術などを学ぶ研修を行います。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
コミュニティ通訳・翻訳 サポーター実績 ※5%増	426 件	⇒	⇒	⇒	477 件

ウ 国際交流ボランティア・リーダー会議

平成27年度より千葉市委託事業として育成してきた通訳ボランティアから成るリーダー会議を引き続き実施します。リーダー会議では外国人市民支援を自主的に行うグループとの情報共有や事例研究、そして各グループが保有するリソースを活用し、より一層の市民活動活性化を図ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
国際交流ボランティア・ リーダー会議の開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施

エ 国際交流・国際協力団体活動助成

市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
団体への活動費の助成	実施	⇒	⇒	⇒	実施

オ ちば市国際ふれあいフェスティバルの支援

外国人市民と日本人市民の交流の場を創出するとともに、参加団体の活動を活性化させることを目的として、市内で活動する国際交流・協力団体で構成する「ちば市国際ふれあいフェスティバル運営協議会」が開催する「ちば市国際ふれあいフェスティバル」に、事務局として支援します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
ふれあいフェスティバルの開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(4) 情報収集・提供及び調査

ア ホームページ運営

外国人市民の生活に必要な情報や協会が実施しているイベントや講座等の募集・開催情報を広く分かりやすく発信します。

特に災害に係る情報については「千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定」

に基づき、千葉市が発信する情報に随時、対応します。

その他、ホームページ以外にも Facebook や LINE といった SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も活用することにより情報発信を行います。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
HP・SNS アクセス数 ※5%増	301, 048	⇒	⇒	⇒	316, 100

イ 協会情報誌発行

協会情報誌「ふれあい」を発行し、協会事業に対する理解や協力を深める機会とすると共に国際交流・多文化理解等の情報発信をすることにより市民の多文化共生への理解を図っていきます。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
情報誌「ふれあい」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施

ウ 千葉市の生活情報提供

外国人市民に対し、「ちば市政だより」を始めとする有益な生活情報を、協会ホームページの自動翻訳機能等を活用して多言語で提供します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
千葉市の生活情報提供	実施	⇒	⇒	⇒	実施

エ 情報ラウンジ

国際交流・協力団体活動やイベント、ボランティア活動などについての情報交換や外国人市民と日本人市民の交流の場を提供します。

(5) 受託事業

ア 国際交流プラザ運営業務

外国人市民からの生活相談（在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活等や言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等）、弁護士による法律相談や生活情報、市民間交流の場の提供、会議室の利用に関することなど千葉市の多文化共生・国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運営業務を行います。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
国際交流プラザの利用者数 ※5%増	13,728 人	⇒	⇒	⇒	14,414 人

※令和6年9月に移転して以降の月平均利用者数を年換算した人数を現状値としている。

イ 地域日本語教育推進事業

「地域日本語教育推進事業業務」を千葉市から受託し、千葉市地域日本語教育推進計画のもと、千葉市の実情を踏まえた日本語教育実施体制の確立を目指すため、引き続き専門的な知識を持つコーディネーターの活用に努めていくほか、施策についての協議を行うための「千葉市地域日本語教育推進会議」において有識者や各関係機関と意見交換等を実施する。また、日本語支援に携わる人材の育成、地域の日本語教室や企業への支援、関連団体との連携、市民向けのやさしい日本語研修、オンデマンド日本語学習プログラム提供、初級クラスやグループレッスン等の開催、日本語交流員(日本語ボランティア)との1対1日本語活動等々を実施します。

(6) 事業評価の実施

年度ごとに事務事業評価シートを作成し、事業の振り返りと検証を行い、次年度以降の事業運営に活かします。

また、交流サロン、講座、研修、青少年交流等の参加者への満足度や課題を把握するためにアンケート調査や聞き取り調査を行います。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
事務事業評価シートによる評価	実施	⇒	⇒	⇒	実施
実施事業のアンケート	実施	⇒	⇒	⇒	実施

2 協会認知度の向上

(1) ホームページ等による情報発信

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいます。そのため、令和4年2月に協会ホームページを全面改修した際に、これらのモバイル機器から閲覧する際は、自動的により見やすいモードに切り替わるよう改善しました。

また、情報の受け手側に立った分かりやすい構成になるよう心掛けるとともに、フェイスブック

やLINE等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）も活用することにより、より多くの市民に情報を提供することにより、協会認知度の向上を図ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
HP・SNSアクセス数 ※5%増 (再掲)	301,048	⇒	⇒	⇒	316,100

(2) 協会PRの推進

協会の活動紹介や賛助会員・ボランティアの獲得等を行うため、千葉市を始めとする関係団体が開催する各種のイベントや意見交換会、連絡協議会等に参加し、協会の活動理解や認知度の向上を図ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
各種イベント、意見交換会等への参加	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(3) 協会情報誌発行

協会情報誌「ふれあい」を発行することにより、協会の事業計画や事業報告、国際交流・協力等に関する情報など幅広く掲載し、読みやすく親しみのある紙面づくりをすることにより、協会の存在や事業のPRを行います。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
情報誌「ふれあい」の発行（再掲）	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(4) 千葉市の生活情報提供

千葉市が発行する「ちば市政だより」から情報を得ることが困難な外国人市民向けに、生活をする上で有益な情報を、100以上の言語に自動翻訳する機能を実装する協会ホームページを通じて提供することで、外国人市民と協会との接点を増やすことにより、協会の認知度向上を図ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
千葉市の生活情報提供（再掲）	実施	⇒	⇒	⇒	実施

3 組織運営の強化

(1) 常勤役員の登用

協会の理事長は、設立以来、主に商工会議所の会頭が就任していました。業務としては、理事会

に出席して議長を務めたり、各種のイベントにおいて理事長として挨拶したりする等に留まっていますが、令和7年6月に就任した現理事長は、概ね月2回出勤し、協会の運営業務全般に携わる体制に改めました。

また、協会事業の多くは、千葉市の各部署と連携して実施する必要があることから、常勤の理事（常務理事兼事務局長）は、行政に関する知識が豊かで、千葉市の幹部職員としての勤務経験がある人材を引き続き登用します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
常勤役員の登用	実施	⇒	⇒	⇒	実施

（２）透明性の確保

千葉市の外郭団体であると同時に公益財団法人である協会が市民から信頼される組織であるためには、コンプライアンスの厳守や情報管理の徹底など高いモラルを持って職務を執行するとともに、法人経営の透明性を確保し、組織ガバナンスの向上を図ることが必要です。

そのため、定款、役員の報酬に関する規程、評議員及び役員の名簿、事業計画書、予算書、事業報告書、決算書、貸借対照表、財産目録をホームページへの掲載や国際交流プラザへの備え付けにより積極的に公表して、透明性を確保します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
透明性の確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施

（３）情報セキュリティ対策の推進

業務上、ボランティア情報や各種講座の参加者、賛助会員等の個人情報も多く扱い保有しているため、情報セキュリティに関する情報を収集し、セキュリティ対策のために適正な運用、管理を図るとともに、個人情報保護規程に基づき適正に管理し、取り扱います。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
情報セキュリティ対策	実施	⇒	⇒	⇒	実施
個人情報の保護	実施	⇒	⇒	⇒	実施

（４）人事・給与制度の運用

重要な経営資源である人材をいかに育み、効果的に活用していくかが問われており、業務に取り組む姿勢や目的意識の醸成などの意識改革が必要であるとともに、職員の意識改革を促すため、能力や仕事の成果・実績などを評価するために引き続き人事考課を行い、かつ、その内容の拡充に努めます。

給与体系は概ね千葉市の例に倣っていますが、地域手当の支給率を下げることにより、継続的な

人件費の削減を行って参ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
地域手当の支給率引き下げ	実施	⇒	⇒	⇒	継続
人事考課の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(5) 人材の育成

時代の変化に対応できる柔軟な組織運営を行い、有能な人材の確保・育成を図るため、千葉市及び千葉市外郭団体等連絡協議会による研修、一般財団法人自治体国際化協会、東京入管、千葉県国際交流センター等が主催する研修等を積極的に受講することにより、人材の育成を図ります。

このほか、協会業務全般にわたり、O J T (On the Job Training、日常の業務を行いながらの職業教育を)を活用することにより効果的、効率的に業務を推進し、職員一人ひとりの意欲や資質向上を図って参ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
研修の受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(6) 職員の雇用

令和7年4月に在籍している正規職員6人うち、50代が4人、40代が2人と偏りが大きい上、高齢化が顕著です。

そのため、千葉市における多文化共生を継続して推進するためにも、若い世代の採用が必須であることから、千葉市との協議を行いながら、将来的に協会を担う優秀な人材を採用します。

正規職員以外の者については、外国人からの相談に対応する職員については、当該業務に必要な高い言語能力等がある人材を雇用することとし、それ以外の業務を担当する者についても、当該業務に適した人材を採用することとし、それぞれの業務内容に応じた勤務体制及び雇用形態とします。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
正規職員の採用	未実施	実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施
正規職員以外の雇用	実施	⇒	⇒	⇒	実施

4 財政基盤の強化

(1) 収入の確保

新規の賛助会員の確保や継続による会費や寄附金の確保、ホームページや協会情報誌等における広告料等の収入の増加に努めます。

また、各種の講座・研修については、その性質に即した受講料を設定し、かつ、積極的に受講者の増に努めることにより収入の増加に努めます。

その他、外部からの補助金等の確保に努めるほか、当協会に対して事業委託を検討する発注者からは当協会が魅力的、かつ、信頼のおける団体として認知される団体である続けられるよう、日頃から研鑽に努めて参ります。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
千葉県以外からの収入確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(2) 経費の削減

講座、研修の講師は、可能な限り協会職員を登用する等により講師に係る経費を削減する等、コスト意識や無駄の排除を徹底し、経費の縮減を図ります。

その他、費用対効果を勘案した上で、できる限りDX（Digital Transformation、デジタル変革）を導入することにより、事務の効率化を図り、時間外勤務手当の削減に努めます。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
経費の削減	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(3) 資金の運用

平成24年度に制定した資産運用規程に基づき、基本財産及びその他の財産について、毎年3月の予算理事会で翌年度の運用方針を決定し実施します。特に、基本財産については、同規程に基づいて元本返還が確実な方法で行い、かつ、より高い運用益が得られる方法で運用します。

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 1 0
資金の運用	実施	⇒	⇒	⇒	実施

第7 取組項目における目標及びスケジュール一覧

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
1 効率的・効果的な事業の推進					
(1) 多文化理解推進事業					
ア 交流サロン					
交流サロンの実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施
イ 青少年交流事業					
青少年交流の実施	NV派遣 NV受入 HOU派遣	NV派遣 NV受入 HOU受入	NV派遣 NV受入 HOU派遣	NV派遣 NV受入 HOU受入	NV派遣 NV受入 HOU派遣
派遣生のボランティア登録	実施	⇒	⇒	⇒	実施
ウ 語学講座					
語学講座の開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施
エ 多文化共生推進事業					
行政等への支援 (通訳・翻訳・広報等)	実施	⇒	⇒	⇒	実施
やさしい日本語の普及	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(2) 外国人市民支援事業					
ア 外国人生活相談					
外国人生活相談件数 ※5%増	2,073件	⇒	⇒	⇒	2,177件
生活相談に係る研修等の受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施
イ 外国人法律相談					
外国人法律相談の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施
ウ 外国人留学生交流員					
外国人留学生交流員の任命	実施	⇒	⇒	⇒	実施
エ 災害時外国人市民支援					
防災訓練・防災教室の実施	未実施	実施	⇒	⇒	実施
(3) 市民活動支援事業					
ア ボランティアコーディネート					
ボランティア登録件数 ※5%増	3,021件	⇒	⇒	⇒	3,172件
ボランティア活動人数 ※5%増	1,326人	⇒	⇒	⇒	1,392件
イ コミュニティ通訳・翻訳サポーター					
コミュニティ通訳・翻訳 サポーター実績 ※5%増	426件	⇒	⇒	⇒	447件
ウ 国際交流ボランティア・リーダー会議					
国際交流ボランティア・ リーダー会議の開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施
エ 国際交流・国際協力団体活動助成					
団体への活動費の助成	実施	⇒	⇒	⇒	実施

取 組 項 目		現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
オ ちば市国際ふれあいフェスティバルの支援						
ふれあいフェスティバルの開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
(4) 情報収集・提供及び調査						
ア ホームページ運営						
HP・SNSアクセス数 ※5%増	301,048	⇒	⇒	⇒	316,100	
イ 協会情報誌発行						
情報誌「ふれあい」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
ウ 千葉市の生活情報提供						
千葉市の生活情報提供	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
(5) 受託事業						
ア 国際交流プラザ運営業務						
国際交流プラザの利用者数 ※5%増	13,728人	⇒	⇒	⇒	14,414人	
(6) 事業評価の実施						
事務事業評価シートによる評価	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
実施事業のアンケート	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
2 協会認知度の向上						
(1) ホームページ等による情報発信						
HP・SNSアクセス数 ※5%増 (再掲)	301,048	⇒	⇒	⇒	316,100	
(2) 協会PRの推進						
各種イベント、意見交換会等 への参加	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
(3) 協会情報誌発行						
情報誌「ふれあい」の発行 (再掲)	実施	⇒	⇒	⇒	実施	
(4) 千葉市の生活情報提供						
千葉市の生活情報提供 (再掲)	実施	⇒	⇒	⇒	実施	

取 組 項 目	現状値 (R 6)	R 7	R 8	R 9	R 10
3 組織運営の強化					
(1) 常勤役員の登用					
常勤役員の登用	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(2) 透明性の確保					
透明性の確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(3) 情報セキュリティ対策の推進					
情報セキュリティ対策	実施	⇒	⇒	⇒	実施
個人情報の保護	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(4) 人事・給与制度の運用					
地域手当の支給率引き下げ	実施	⇒	⇒	⇒	継続
人事考課の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(5) 人材の育成					
研修の受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(6) 職員の雇用					
正規職員の採用	未実施	実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施
非常勤嘱託職員の雇用	実施	⇒	⇒	⇒	実施
4 財政基盤の強化					
(1) 収入の確保					
千葉県以外からの収入確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(2) 経費の削減					
経費の縮減	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(3) 資金の運用					
資金の運用	実施	⇒	⇒	⇒	実施